

# 日本企業の自主的環境情報ディスクロージャー

—電力会社を中心として—

富 増 和 彦

## I. はじめに

昨今の地球環境保護の機運の高まりから、日本国内でも企業を対象とした環境保護規制が幾つか制定されてきた。もちろん、かつての公害関係法令は現在も有効であり、それに加えてオゾン層保護法<sup>(1)</sup>、廃棄物処理法<sup>(2)</sup>、リサイクル法<sup>(3)</sup>が制定された。こうした環境関連法制は、法規により直接、企業行動を律することを目的として制定されたものである。そこでの法制の遵守状況は、国や自治体の監督・指導を通じて達成されることになる。このことの持つ含意は、企業と行政との信頼関係の構築→守秘義務の発生により、地元住民には情報開示が制限ないし禁止されるという、きわめてアンバランスな民主主義社会の顕現である。最近の地方自治体では「情報公開条例」が制定されつつあるが、国レベルの法制化は未だなされていない。地域住民が自らの健康・環境を守るのに重要な、工場・事業場等に由来する環境情報に自由にアクセスできる状況には至っていない。

このような市民の監視不在の、行政主導型の対応によっても、日本の公害問題はかなり改善されてきたことは事実である。しかし、これまでの局所的・地域的問題にとどまった公害とは異なり、地球規模への影響が懸念される地球環境問題の解決が、かつてのような業界・行政主導、すなわち、市民＝パブリックへの情報提供を欠いたまま達成されるかどうかは疑問である。企業側の「環境に配慮した生産を行っています」とか、行政側の「環境に配慮した規制を設けています」という言明が本当かどうかは、誰がチェックするのか。そうした規制の基準値の形成プロセスに十分な民意（地球環境問題では全世界的合意が、さらには生物種や景観などの「存在権」<sup>(4)</sup>も反映される必要がある。）が反映されているのか。このような市民側の疑念に対して、企業も行政も共に説明責任としてのアカウンタビリティを履行する意志があるかどうかは、「情報開示」への積極性が示してくれるはずである。本稿では、自治体の情報開示の問題は紙幅の都合もあり取り上げず、企業の環境情報ディスクロージャーについて、我が国の実態の分析と、市民へのアカウンタビリティの観点からの位置付けを図ることを目的としている。

(1) 正式名は「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」。1988年5月可決。

(2) 正式名は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。1970年制定、1991年10月改正。

(3) 正式名は「再生資源の利用の促進に関する法律」。1991年3月成立、10月施行。

(4) 拙稿「エコロジカル・アカウンティングとパブリック・アカウンタビリティ」『産業と経済（奈良産業大学）』第8巻第2号（1993年）、を参照のこと。

さて、日本の環境関連法規は年次報告書のような形での情報開示を求めているが、一部企業では自主的に「環境報告書」が作成されている。それはなぜであろうか。市民側の情報要求の高まりに応える形で、全くボランティアに情報開示が始まったのであろうか。それほど日本の市民社会は成熟してきたのであろうか。その背景を、各種団体の環境情報ディスクロージャーを巡る「提案」とのかかわりから解明したい。それでは、日本企業の環境情報ディスクロージャー<sup>(5)</sup>の現状を一瞥し、その後、電力会社の環境報告書の内容を検討して行くこととする。

## II. 環境情報ディスクロージャーの現状

日本企業の環境情報ディスクロージャーについては幾つかの調査研究が行われている。<sup>(6)</sup> その一つに、日本社会関連会計学会・付加価値経営・社会関連情報実態調査委員会が1992年に行った調査<sup>(7)</sup>がある。調査対象企業は1991年7月のフォーチュン誌「世界の製造業500社」にランキングされた中の、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、日本の上位各50社である。業種は多岐にわたっている。日本企業の場合、50社すべてから、「株主向け事業報告書」「英文年次報告書」「広報用報告書」のいずれかを入手した。報告書においてどのような社会関連情報が開示されているかが分析の主目的である。その場合、社会関連情報としては、環境保護関係、地域社会関係、従業員関係、消費者関係、研究開発関係、国際活動関係の6項目を取り上げている。

ここでの関心事である環境保護関係について見てみると、50社のうち約半数の企業に、社長・会長挨拶、または独立項目として環境保護の記述が見られた。その中には、単なる姿勢表明にとどまる、情報としての価値の低いものもあるが、報告書の独立項目として詳しく取り上げる企業もあった。それらは以下の通りである。

### a. 事業報告書

エコシステム委員会（三菱化成）

---

(5) 電力会社9社の環境報告書を分析対象とした主たる理由は、一業種としてまとまった時期に全社で報告書が作成されたこと、他の企業に比べ比較的早期にボランティア・プランを作成したことで先駆者的な意義があること、及び、我が国のエネルギー政策の根幹をなす業種であり、今後の環境・エネルギー問題への取り組みの方向を形成する上で極めて影響力のある業種であるからである。なお、本稿は次の文献において一部引用され、別な角度から理論展開が図られているので参照されたい。Cf. Katsuhiko Kokubu, Kazuhiko Tomimasu and Tatsundo Yamagami, "Green Reporting in Japan: Theory and Practice", Osaka City University, Faculty of Business, Working Paper No. 9302 (1993 November).

(6) 例えば、バルディーズ研究会編『営業報告書にみる企業の環境情報開示』リサイクル文化社、1992年、Deloitte Touche Tohmatsu International, *Coming Clean — Corporate Environmental Reporting: Opening Up for Sustainable Development* —, 1993を参照。

(7) この調査は近日、山上達人・飯田修三編著『社会関連情報のディスクロージャー——各国の社会関連情報開示の実態——』白桃書房、として公刊予定である。なお、日本企業の環境保護関係のディスクロージャーについては、同上編著・西口清治稿「わが国企業の社会関連情報の開示」を参照し、要約・引用している。

環境問題への取組み（キャノン）  
地球環境憲章（小松製作所）  
環境保護と資源の有効活用を目指して（三菱重工業）  
地球環境管理委員会（川崎製鐵）  
環境対策「人と地球にやさしい車づくり」をめざして（トヨタ自動車）  
米国環境保護庁の「1991年成層圏オゾン保護賞」受賞（日産自動車）

b. 英文報告書

Environmental Issues（三菱化成）  
Caring for the Environment（キャノン）  
Social Commitment（富士通）  
Leading the Way in Environmental Protection（日産自動車）  
Environment and Safety（旭化成）  
Green Activities（富士写真フィルム）

c. 広報用報告書

環境への配慮でもリーダーです（キャノン）  
環境対策（リコー）  
野鳥保護にハイテクで支援（三洋電機）  
環境保全への取組み（日立製作所）  
環境対策（新日本製鐵）  
環境保全対策（出光石油）

このほか、次のような別冊の特別な報告書で、環境問題への取組みを示している企業がある。

自動車と環境（トヨタ自動車）  
自動車とリサイクル（トヨタ自動車）  
Environmental Protection（小冊子、富士写真フィルム）  
Toyota and the Environment（小冊子、トヨタ自動車）  
Environmental Awareness（小冊子、三菱自動車工業）  
Global Environmental Preservation（小冊子、三菱自動車工業）

以上の調査結果によれば、少なからぬ企業が環境関連情報を開示していることが分かるが、傾向としては特定企業のみが情報開示には熱心なようである。

なお、情報開示の熱心さと、環境保護への取組みそのものとの間には完全な相関がある訳ではない。同上日本社会関連会計学会・実態調査委員会は、東証一部上場企業1157社に「社会関連活動の内容（範囲）」「社会関連活動の実践」「社会関連活動の開示」についてアンケート調査を実施した。回答社の165社の調査結果によれば、環境保護への取組みについては「法令の有無にかかわらず積極的に実施する」とした回答は74.6%であるが、その開示については42.4%と、かなりの乖離がある。その理由としては、同委員会委員の國部氏は、①情報開示による負の効果への恐れ（情報のバルネラビリティ）、②日本の長期取引慣行における非公式だが効率的な情報伝達システムの存在（その結果自らの行動を公にせず、陰徳を積むことが美德とみなされる）<sup>(8)</sup>を挙げている。

(8) 國部克彦稿「わが国企業の社会関連活動と情報開示」（山上・飯田編著『前掲書』所収）、参照。

### III. 環境情報ディスクロージャーの制度

冒頭でも述べたように、企業の環境情報の開示について、例えば有価証券報告書のような開示規制は、現在のところ取られてはいない。従って、本論稿で取り上げている資料はすべて、ボランティア・ディスクロージャーであり、未監査のデータである。しかしながら、法制度ではないが、企業に環境情報開示を勧める各種団体が存在している。それらの幾つかの提言を検討しよう。

まず、バルディーズ研究会の提言である「CERES原則」(旧称バルディーズ原則、1992年春修整の上、改称)<sup>(9)</sup>がある。その10の原則の最後に「監査と報告」があり、当原則署名企業は、外部独立監査済みの情報を報告することが要請されている。アメリカではかなりの広がりを見せ、実践例もあるようだが、日本では今のところ署名企業は1社のみ(ボディショップ・ジャパン)<sup>(10)</sup>であり、産業界の抵抗は強いようである。

次に、産業界に広範な影響力をもつ社団法人・経済団体連合会(通称経団連)が策定した「経団連地球環境憲章」<sup>(11)</sup>がある。これは1991年4月に作成された。その10の環境配慮事項の一つに「情報の提供」があり、「進出先社会との摩擦を避け、協調融和を図るためには、住民、地域社会との日頃からの交流が重要であり、環境対策に関しても適切な形で情報を流すなどして、常日頃から理解を得るように努めること」とある。この憲章は、内部環境監査を想定し、外部監査には言及していない。従って「適切な形で情報を流す」という意味については解釈が分かれる。なお、次に取り上げる「通産省ボランティア・プラン」とは内容がかなり類似しているが、経団連憲章には「環境アセスメントと事後評価のフィードバック」の記述があるのに、通産省ボランティア・プランには記述がない。これは、環境アセスメントの法制化が失敗に終わったことが、通産省側の圧力のためであるということの一証左であろうか。

さて、1992年10月12日に「環境に関するボランティア・プラン策定に係る協力要請について」<sup>(12)</sup>が関連業界に到達された。これが通産省ボランティア・プランである。1991年4月の「経団連地球環境憲章」や1991年10月の経済同友会「地球温暖化への取組み」公表の後、各企業で自主的に行動指針や憲章を設ける試みがでてきた。これについて通産省は「地球環境問題に対応して

(9) CERES原則については、地球環境法研究会編『地球環境条約集』中央法規、1993年を参照。

(10) ボディショップはサニタリー・トイエタリー関連商品の生産・販売会社であり、イギリスに本社がある。最近我が国にも進出してきた。同社の経営方針、環境報告書については次の文献を参照された。アニータ・ロディック著、杉田敏訳『EBODY and SOUL (ボディ・アンド・ソウル)——ボディショップの挑戦——』The Japan Times, 1992年。拙稿「企業の環境情報ディスクロージャーと情報監査——イギリスのボディショップの先進的事例の検討——」会計フロンティア研究会編『財務会計のフロンティア』中央経済社、1993年、所収。

(11) 経団連地球環境憲章については、地球環境法研究会編『前掲書』を参照。

(12) ボランティア・プランの公表資料としては、通商産業省編『地球再生14の提言——今後のエネルギー環境対策のありかた——』(財)通商産業調査会、1993年、あるいは、通産資料調査会『産業と環境』第22巻第1号(通巻第242号)(1993年1月号)がある。

いく上で、このように企業が自主的、主体的な取組みを行っていくことが極めて重要と考えており、こうした動きを尊重しつつ、これを加速化していきたいと考えております。」そして、地球環境問題への取組みをまとめる際の参考として、「具体的イメージ」を別添の「ボランティアプランに盛り込むことが期待される事項」として挙げている。この別添には経団連地球環境憲章の対応箇所も示されており、両者の整合が図られている。そしてそれは、「87の主要業界団体を通じ、広く産業界に対し、その策定<sup>(13)</sup>についての協力要請」を通じて各企業に提示されたのである。今、その別添を抄約すると次のようである。

### 1. 事業活動等の基本方針

#### ・環境に関する経営方針について

〔モデルプラン：地球環境問題に対する認識、省資源・再生資源利用、省エネルギーの推進、製品の環境保全性の確保等に関する経営方針を明らかにする。〕

### 2. 社内体制の整備等に関する事項

#### (1) 社内組織の体制整備

〔モデルプラン：環境担当役員の任命、環境問題を担当する組織の設置等により、責任を明確にすると共にボランティアプランの実施体制を整備する。〕

#### (2) 環境関連規定の整備

〔モデルプラン：自社の活動に関する環境関連規定を整備する。また、環境関連規定の実施状況について少なくとも年1回以上の内部監査を実施する。〕

### 3. 事業活動等における環境配慮

#### (1) 個別課題に対する対応方針

##### (a) 立地における環境配慮

〔モデルプラン：工場等の立地・建設段階での、環境影響の調査・検討。緑地・環境施設等の整備。〕

##### (b) 公害防止

〔モデルプラン：規制遵守システムの整備。自主的基準の設定。〕

##### (c) 省エネルギー

〔モデルプラン：《事業戦略段階》具体的目標の設定。合理化対策の明示、効率向上等に向けた技術開発目標の明示。合理化状況の定期的把握体制の整備。〕

〔モデルプラン：《製品開発段階》エネルギー消費効率改善目標の設定。〕

##### (d) 省資源・リサイクルの促進

〔モデルプラン：《事業戦略段階》目標設定と具体的対応策。リサイクル法の遵守。〕

〔モデルプラン：《技術・製品開発段階》技術開発の推進。リサイクル比率目標の設定。〕

〔モデルプラン：《流通段階》梱包材、包装の減量化目標の設定。自社製品の回収目標。〕

##### (e) 製品使用の長期化等

〔モデルプラン：モデルチェンジの再検討。耐久性向上等による製品使用の長期化。〕

##### (f) 特定フロン等の使用削減

〔モデルプラン：製造全廃1996年まで（1995年末前）の使用削減・全廃。フロンリサイクルへの取り組みとその目標。〕

(13) 野口聡「環境に関するボランティア・プランについて」通産資料調査会『産業と環境』第22巻第1号、所収。

## 富 増 和 彦

- (g) 環境負荷低減型生産プロセス・製品の導入・開発
    - 〔モデルプラン：《事業戦略段階》環境負荷のより少ない生産プロセス，材料の導入。〕
    - 〔モデルプラン：《技術・製品開発段階》技術開発。環境負荷低減型製品の生産。〕
  - (h) 物流の合理化
    - 〔モデルプラン：物流合理化計画の策定〕
  - (i) 環境関連技術開発の推進
    - 〔モデルプラン：環境関連技術開発についての計画策定，その着実な実施。※別紙でその例を紹介している。〕
  - (2) 広報・啓蒙・社会活動等
    - (a) 広報
      - 〔モデルプラン：環境保全関連の広報，啓蒙活動を積極的に行う。〕
    - (b) 情報提供
      - 〔モデルプラン：環境保全の実施計画，及びその実施状況に関する情報を可能な限り提供する。自社の製品の環境に配慮した適正な使用方法や廃棄方法等に関する情報をユーザーに提供する。〕
    - (c) 社会一般に対する啓蒙活動
      - 〔モデルプラン：自社の保有する環境保全に関する情報を国民に公表することで，ユーザーが環境保全の活動が出来るようにバックアップする。〕
    - (d) 従業員教育
      - 〔モデルプラン：環境保全に向けた従業員の意識の変革を図るために，対策を講じる。〕
    - (e) リサイクル運動等の社会活動への取組み
      - 〔モデルプラン：積極的な地域社会貢献活動を通して，環境保全活動に積極的に取り組む。〕
    - (f) 従業員のボランティア活動への支援
      - 〔モデルプラン：従業員の環境保全に関するボランティア活動への参加を支援するために，対策を講じる。〕
  - (3) 海外での事業活動
    - (a) 海外事業活動における環境配慮
      - 〔モデルプラン：産業構造審議会のガイドライン（1989年5月），経団連地球環境憲章等の各項目について行動計画をまとめ，遵守する。〕
    - (b) 輸出に際しての環境配慮
      - 〔モデルプラン：輸出がもたらす，現地の環境への影響を配慮する。〕
    - (c) 輸入に際しての環境配慮
      - 〔モデルプラン：輸入がもたらす，輸入先の発展途上国の環境への影響を配慮する。〕
4. その他，事業活動等の実施に際し，配慮すべき事項
- ・緊急時対応
    - 〔モデルプラン：事故等の緊急時への備え，環境負荷の最小化。〕

以上のように，このボランティア・プランは環境問題への取り組みとしては広範な内容をカバーしているといえる。その内容については，経団連地球環境憲章との比較など，検討すべき課題もなしとしないが，ここでは紹介にとどめる。先にも少し触れたが，ボランティア・プランは内部環境監査を想定しており，情報提供については前向きである。最近，日本企業の環境情報ディスクローチャーが増加傾向にあるのも，経団連地球環境憲章やボランティア・プラン

の影響が大きいかもしれない。そこで、次にそのような影響の例証として、電力会社の環境報告書を検討したい。

#### IV. 電力会社の環境報告書

今回の研究の対象となる9電力会社は全て、東証第一部上場企業である。しかし、先の日本社会関連会計学会・実態調査委員会の調査においては、調査依頼時期が早かったためか、以下に入手した環境報告書については一切、提供がなかった。送付依頼は、東京電力については本社事務室にて直接入手、後はすべて電話依頼であり、一部には「横並び意識」か、他会社の動向を尋ねるケース（「〇〇電力さんは送ったのですか？」）もあったが、総じて送付を渋るという姿勢は見られなかった。全ての報告書が未監査である。

北海道電力株式会社：「北海道電力環境行動指針」

東北電力株式会社：「東北電力地球環境行動計画」「東北電力地球環境行動指針」

東京電力株式会社：「環境行動レポート—エネルギーと環境問題への取り組み—」

中部電力株式会社：「地球環境6題～自律と協調」

北陸電力株式会社：「北陸電力環境保全要綱」「環境保全行動指針」

関西電力株式会社：「あなたへの手紙'93～社会との共生をめざして～」

中国電力株式会社：「環境行動計画」

四国電力株式会社：「四国電力環境保全行動計画—環境保全と経済成長の調和に向けて—」

九州電力株式会社：「環境に優しい企業活動を目指して」

それでは次に、各電力会社の環境報告書を、ボランティア・プランの項目に従って分類し、分析してみよう。これは、各報告書がどれだけ「ボランティア・プラン」を「遵守」しているかの指標ともなる。次ページの図表を参照されたい。

まず、分類における留意点を「ボランティア・プラン」に則して述べて行きたい。カウントの精度は、たとえ短くとも何らかの記述があれば「記述あり」にカウントされている。カウントは現在までの実績の記述だけではなく、「今後の方針」「……する見込み」「……したい」などという目標の公言についてもカウントの対象となっている。予測記述情報ではあるが、「ボランティア・プラン」の性質上、これをカウントしないと報告書の意義を過小評価することになる。むしろ、積極的な意志表明であると前向きに評価することにした。

個別項目の留意点については、まず、(2)社内体制の〔②規定〕については、記述のあるのは2社のみである。これは、ボランティア・プランのモデル例が不明瞭なことに起因しているものと推測される。なお、内部監査については本研究においては独立の項目としたが、ボランティア・プランでは〔②規定〕に含まれている。

図表・電力会社の環境報告書とボラタリー・プランの項目比較

会社名	報告書のタイトル	ページ数	発行年月	(1)基本方針	(2)社内体制			(3)事業活動等における環境配慮	
					①体制	②規定	③内監部	① 個別課題に対する対応方針	② a. 立地 b. 公害防止
北海道電力	北電環境行動指針	9	1993. 1	○	○	○	○	○	○
東北電力	地球環境行動指針	7	1992. 6	○					
	地球環境行動計画	12	1993. 1	○	○	○	○	○	○
東京電力	環境行動レポート	85	1992.12	○	○	○	○	○	○
中部電力	地球環境6題 ——自律と協調——	27	1993. 1	○	○	○	○	○	○
	環境保全要綱	2	1993. 1	○					
北陸電力	環境保全行動指針	6	1993. 1	○	○	○	○	○	○
	あなたへの手紙 '93	22	1993. 5	○					○
中国電力	環境行動計画	16	1993. 1	○	○	○	○	○	○
四国電力	四国電力環境保全行動計画	27	1993. 1	○	○	○	○	○	○
九州電力	環境に優しい企業活動を目指して	18	1993. 1	○	○	○	○	○	○



会社名	(3) 事業活動等における環境配慮 (つづき)									
	① 個別課題に対する対応方針 (つづき)								② 広報・啓蒙・社会活動等	
	c. 省エネ	d. 省資源・リサイクルの促進	e. 製品の長期化等	f. 特定フロン等の使用削減	g. 環境負荷低減型生産プロセス	h. 物流の合理化	i. 研究開発	a. 広報	b. 情報提供	
北海道電力	○	○		○		○	○	○	○	○
東北電力		○		○		○	○		○	
東京電力	○	○		○		○	○		○	○
中部電力	○	○	○	○		○	○	○	○	○
北陸電力	○	○	○			○	○	○	○	○
関西電力	○	○				○	○	○	○	○
中国電力	○	○	○	○		○	○	○	○	○
四国電力	○	○	○	○		○	○	○	○	○
九州電力	○	○	○	○		○	○	○	○	○

会 社 名	(3) 事業活動等における環境配慮 (つづき)										(4) その他、事業活動等の実施に際し、配慮すべき事項 (緊急時対応)	
	② 広報・啓蒙・社会活動等 (つづき)					③ 海外での事業活動						
	c. 社会一般への啓蒙活動	d. 従業員教育	e. リサイクル運動等の社会活動	f. 従業員ボランティア活動支援	a. 海外事業活動の環境配慮	b. 輸出に際する環境配慮	c. 輸入に際する環境配慮					
北海道電力		○	○		○		○					○
東北電力												○
東京電力		○	○				○					
中部電力		○	○				○					○
北陸電力												
関西電力												
中国電力		○	○				○					○
四国電力		○	○				○					○
九州電力		○	○				○					○

図表・電力会社環境報告書に見られる数値データの開示例

数値データ その他	北電	海	東電	中部電力	関西電力	中国電力	四国電力	九州電力
	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成</li> <li>新エネ発電電量</li> <li>CO<sub>2</sub>排出量</li> <li>SOx, NOx排出量</li> <li>放射線線量基準遵守</li> <li>環境アセスメント実施地点名</li> <li>熱効率改善度</li> <li>送配ロス率</li> <li>電気自動車保有台数</li> <li>石炭灰発生量</li> <li>工事資材リサイクル</li> <li>未利用エネの活用度</li> <li>ポンプによるSOx, NOx, CO<sub>2</sub>の削減量</li> <li>余剰電力購入実績</li> <li>敷地の緑地率</li> <li>モデル事業所の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成</li> <li>新エネ発電電量</li> <li>燃料構成</li> <li>CO<sub>2</sub>, NOx排出量</li> <li>放射線線量基準遵守</li> <li>放射性廃棄物の量</li> <li>環境アセスメント開発計画</li> <li>熱効率改善度</li> <li>送配ロス率</li> <li>電気自動車保有台数</li> <li>産廃処分量</li> <li>再資源化率</li> <li>古紙回収量</li> <li>フロ消費指数</li> <li>リサイクル型地域冷暖房</li> <li>余剰電力購入実績</li> <li>敷地の緑地率</li> <li>配電線地中化率</li> <li>環境関連研究開発費</li> <li>公害防止対策投資額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成</li> <li>新エネ発電電量</li> <li>SOx, NOx排出量</li> <li>放射性廃棄物の量</li> <li>環境アセスメント</li> <li>熱効率改善度</li> <li>送配ロス率</li> <li>電気自動車保有台数</li> <li>産廃再資源化率</li> <li>古紙利用実績</li> <li>未利用エネ活用地点名</li> <li>余剰電力購入実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成</li> <li>熱効率改善度</li> <li>電気自動車保有台数</li> <li>産廃再資源化率</li> <li>古紙利用実績</li> <li>未利用エネ活用地点名</li> <li>余剰電力購入実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成</li> <li>新エネ導入計画</li> <li>原発電設備利用率</li> <li>SOx, NOx排出量</li> <li>環境アセスメント実績</li> <li>環境アセスメントフロー表</li> <li>熱効率改善度</li> <li>電気自動車保有台数</li> <li>石炭灰有効利用状況</li> <li>銅電線層再加工状況</li> <li>古紙回収状況</li> <li>再生紙導入状況</li> <li>配電線地中化率・キロ数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成</li> <li>SOx, NOx排出量</li> <li>環境アセスメント実績</li> <li>環境アセスメントフロー表</li> <li>熱効率改善度</li> <li>電気自動車保有台数</li> <li>石炭灰有効利用状況</li> <li>銅電線層再加工状況</li> <li>古紙回収状況</li> <li>再生紙導入状況</li> <li>余剰電力購入実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源構成</li> <li>SOx, NOx排出量</li> <li>環境アセスメント実績</li> <li>環境アセスメントフロー表</li> <li>熱効率改善度</li> <li>電気自動車保有台数</li> <li>石炭灰有効利用状況</li> <li>銅電線層再加工状況</li> <li>古紙回収状況</li> <li>再生紙導入状況</li> <li>余剰電力購入実績</li> </ul>	

《ボランティア・プランのモデルプラン文例》

- ・自社の活動に関する環境関連規定を整備する。
- ・また、環境関連規定の実施状況について少なくとも年1回以上の内部監査を実施する。

(実施例)

行動指針

- ・環境問題を経営の重点課題として、継続的に取り組む体制を整備するとともに、環境保護に対する基準及び目標の設定、達成状況の監査の実施など、環境保護施策の徹底を図る。
- ・国、地方自治体等の環境規制及び関連する国際協定を遵守するにとどまらず、生産方法の改善、使用原材料の再検討等長期的で幅広い観点からの対策を実施し、社会の要請に応えられるよう努める。

これを受けて、北海道電力では、規定については「当社は従来より環境保全の重要性を認識し、法、あるいは公害防止協定などを遵守することはもとより、火力発電所公害防止規程等を制定する等、環境保全に関する適切な対策を行ってきている。今後も、電源開発や電力設備の運用など当社事業活動に伴う自然環境および社会環境への影響の軽減化に努める」と記述している。また、中国電力も規定についての記述がある。しかし、いずれも、具体的な社内規定については記載はない。

また、関西電力を除く8社が内部監査について触れている。大多数は数行、「監査を実施する」程度の記述であるが、東京電力は社内・社外のチェック・アンド・レビュー体制を図示し、1/3ページにわたって説明を加えている。また、中部電力も、チェック機能として、内部監査に加え、情報公開、社外モニターの活用等を挙げている。

社内規定についての記述が少ないのは、それが内部環境監査の判断基準であり、技術的基準によって判断するのであろうから、企業外部者に公開しても、直ちに理解できないからであろう。もし社内規定の詳細やさらには環境監査結果を公開するとなると、当然企業経営上の機密とも絡んでくることが想起される。

次に、(3)事業活動等における環境配慮の①個別課題に対する対応方針を見て行こう。〔(g)環境負荷低減型生産プロセス・製品の導入・開発〕については、①の〔(b)公害防止〕や〔(c)省エネルギー〕との区別が困難なため、カウントはしていない。なお、〔(a)立地における環境配慮〕には環境アセスメント、敷地の緑化が含まれる。〔(h)物流の合理化〕とは、電力会社の場合、送電・配電のロスをいかに低減するかということである。各項目の記述は概ね多く、詳細である。

②広報・啓蒙・社会活動等においては、〔(a)広報〕と〔(c)社会一般への啓発活動〕との区別ができないので、(a)のみをカウントした。

③海外での事業活動については、〔(b)輸出に際しての環境配慮〕は、電力輸出を我が国電力

会社は行っていないので、該当しない。また〔(c)輸入に際しての環境配慮〕については全く記載がなかった。原料たる石油、天然ガス、石炭、ウラン等はほぼ輸入に依存しているのであるが、電力会社がそれらを掘り出し、精製し、輸送する訳ではない。従って、油井や鉱山開発にかかわる環境破壊や、輸送に伴う環境配慮（例えば二重船底タンカー等）の問題は、直接には電力会社の責任外であるといえる。とはいえ、「製品ライフサイクルアセスメント」<sup>(14)</sup>の考え方を推し進めれば、発電に用いる原材料のエコロジー度も当然、評価対象となってこよう。将来的には、例えば原油輸入に際しては二重船底タンカーによって輸送された原油のみを購入するといった、エコロジー倫理に則った企業方針の策定が望まれる。

最後の(4)については、地域住民にとって極めて重要な「緊急時対応」に関する情報の記述が東京電力、北陸電力、関西電力にはなかった。記述のあったケースでも具体的な被害予想や避難方法を明記した会社は1社もない。特に、原子力発電所に関しては、電力会社や政府が「対策は万全だ」言っても、地域住民の不安感を一掃することはできないであろう。常に放射性物質の流出事故を想定した対応策が求められる。チェルノブイリの例でも明らかのように、もし万一の場合には例えば関東全域、関西全域が被害予想地域となり得るので、もっと広汎な関係者・住民に情報を徹底させる気構えがなければ、電力会社・自治体の「アカウントティング」<sup>(15)</sup>の履行としては問題がある。

さて、全体の傾向について要約しよう。これらの報告書はほぼ同時期に作成されており、その内容は電力会社のためもあり当然共通点が多い。報告書作成の意図としては、ほぼ一様に、地球環境問題の重大さを考慮し、エネルギー供給産業としての自覚と責任から作成している、という記述が窺える。報告事項は、ほぼ通産省の「ボランティア・プラン」の内容を踏襲していると言えよう。「ボランティア」と言いながら、半強制的ニュアンスをそこにくみ取るのは穿ち過ぎであろうか。電気事業は公益事業であり、電力各社は地域独占体でもある。料金計算にかかる電気事業法を始め、多様な規制とともに国の保護をも受けている。このような電力会社の立場が、ボランティア・プランへの積極的反応を引き起こしたことは容易に想像できる。

ここで、政府・通産省のエネルギー政策とボランティア・プランの関係を見るのが有効である。通産省は1993年4月1日に『地球再生14の提言——今後のエネルギー環境対策のありかた——』を公刊したが、その中で、エネルギー需給構造の改革に触れており、エネルギー多消費産業部門に対して次のように記述している。

- ・工場等において総和として大きなエネルギー消費低減効果を上げる計画を自主的に策定
- ・実施する事業者に対し、当該計画に基づいて行われる投資について従来施策以上の助成

(14) 製品ライフサイクルアセスメント（LCA）とは、ある製品の材料調達→生産→販売→廃棄に至るあらゆる段階での環境負荷（例えばCO<sub>2</sub>発生量など）を測定・算定して、トータルでの製品の環境への影響を調べようというものである。定性的な「環境に優しい製品」を、LCAを用いることで具体的な影響度で示すことが可能となり、数値で評点化される意義は大きい。

(15) 榎田敦『エネルギーと環境』学陽書房、1993年、参照。

### 措置を講ずること

・特に、省エネルギー法に基づくエネルギー管理指定工場(注)において、設備投資、管理の徹底を通じたエネルギー使用の合理化の実効を上げるための措置を講ずること

(注)「エネルギー管理指定工場」；a) 製造業、電気供給業等の業種に属する事業の用に供する工場及び事業場であり、かつ、b) 年間のエネルギー使用量が原油換算 3,000 kl (燃料等)又は1,200kwh (電気)以上の工場及び事業場 (通産大臣が指定。現在、<sup>(16)</sup>全国に約3,200)。

※アンダーラインは筆者による強調。また、火力発電所は指定工場となるものがある。

この記述からも明らかなように、自主的=ボランタリーに策定された計画の存在によって新たな助成措置が得られる、というのであれば、挙ってボランタリー・プランを策定すれば得策となるのである。従って、電力会社の環境報告書即ちボランタリー・プランについては、ボランタリーとは言いながら誠に巧妙な利益誘導型行政指導が貫徹されている、と見ることもできる。

次に、報告書のページ数と情報の内容、量とはほぼ相関していると見てよい。東京電力の報告書は技術的なデータも数多く、非常に詳細である。ある程度専門知識がなければ読解不能ではあるが、しかし、それは情報の受け手が工夫すれば済むことであり、企業側の積極的な姿勢を評価したい。関西電力の場合、ページ数は比較的多いが、全ページが色刷りで図を多用しており、パンフレットの要素が強く、環境情報としてはやや見劣りがする。しかし専門家でも理解がし易いことは言える。

具体的な数値データの公開については各社まちまちで、差異が大きい。全くデータ類のない会社から、東京電力のような非常に詳細なデータを開示している会社まで、ばらつきが大きい。しかし、公開している会社については、発電事業そのものにかかわるデータ、付帯的なリサイクル活動など、多用なデータが提供されており、会社の営業活動への理解と対話が深まるものと思われる。こうした会社については、報告書が自社活動の説明すなわち「パブリック・アカウンタビリティの履行」のために用いられていると判断できる。ただし、その完全な履行のためには、外部監査が必要である。第三者の目を通した客観的な言明でなければ、報告書の信頼性は不動のものとはならない。電力需要家たる企業や地域住民の声が事業運営に反映される仕組み、それを外部に開示し報告するシステムを構築するよう、今後の検討が必要である。

## V. 電力会社の環境報告書と利害関係者

上記で分析したように、各電力会社はかなり詳細な環境報告書を作成している。とくに東京電力は群を抜いて多量・詳細な情報・データを満載した報告書「環境行動レポート」を作成し

(16) 通商産業省編『地球再生14の提言——今後のエネルギー環境対策のありかた——』（財）通商産業調査会、1993年、67ページ。

ている。こうした詳細な報告書は「ボランティア・プラン」への応答としては、通産省のエネルギー政策との協調行動を勘案しても過剰なようにも見受けられる。何かこのような報告書作成を要請するような社会的関係状況に電力会社は置かれているのであろうか。電力会社が情報公開について全く自発的に積極的である、と言い切ることはできるであろうか。これらの報告書の読者としてどのような利害関係者を予定しているかが問われる。

そのような報告書の読者という一種の「社会的関係状況」を規定する重要な因子の一つに、グリーン・インベスターの存在を指摘しなくてはなるまい。例えば東京電力の場合、脱原発を主張する市民グループの株主が存在している。その結果、1991年6月27日の東京電力の株主総会において、「反原発の運動家グループが株主提案権を行使し、日本の株主総会史上初めて「環境保全への取り組み」が議題として取り上げられることになった<sup>(17)</sup>」のである。このグリーン・インベスターの株主総会での要求は、かの有名な「バルディーズ原則の定款への記載」であった。この提案は結局、否決されたのであるが、グリーン・インベスターの活動は現在でも活発であり、1993年6月の株主総会ではグリーン・インベスターの代表を取締役に選任する議案を提出している<sup>(19)</sup>。そのほか、中部電力では「環境監査役を設けよ」という株主提案議案に対し、書面で議決権に参加した株主の1/3が賛成した<sup>(20)</sup>。このような市民グループの議案は北海道電力、関西電力、中国電力、四国電力でも提案されている。このような議案は少数意見として否決されることは最初から見えてきている。しかし、電力会社にとっては「株主」という立場もあり、軽んずることはできない。

東京電力はじめ電力会社のグリーン・インベスターは、反原発をモットーに行動しているが、それは日本の電力産業の方針、つまりは政府のエネルギー政策と真っ向から対立するものである。反原発グループは時として反体制と同列に扱われることも珍しくない。しかも彼らの活動が無視できるほど小規模でもないため、電力会社や政府としても対応を放置する訳には行かないのである。そのことは日本国内だけにとどまらない。イギリスにおいても、核燃料再処理施設「ソープ」を巡って、日本の反原発団体がイギリス新聞紙上に意見広告を出したが、日本の電力会社は直ちにそれに反応し、早々と電力業界の反対意見広告を掲載したことは記憶に新しいのではない<sup>(21)</sup>。このように、反原発と結び付いたグリーン・インベスターの存在があればこそ、各電力会社はそれへの対応の一つとして、環境報告書を作成したとも理解できるのである。それは自社の正統性を社会に、最も端的にはグリーン・インベスターに釈明するために作成さ

(17) 日経ビジネス編『環境に良い会社』日本経済新聞社、1991年、133ページ。

(18) 日経ビジネス編『前掲書』参照。

(19) 1993年6月24日付日本経済新聞朝刊。

(20) 平井孝治「環境監査入門（理論編）」エントロピー学会編『持続可能な社会の実現をめざして（第1分冊）』1993年、2ページ、参照。

(21) 日本では1993年7月26日付朝日新聞朝刊にて報道された。イギリスでは1993年6月の *Independent, Times* 等に掲載。

れたという一面がある。その意味では極めてボランティアな所産である。日本国内のエネルギー政策と反対派を巡る関係状況の中での電力会社の対応の一つと言えよう。

原子力発電所の運転中止・閉鎖を求める世論がそれほど高まっていない我が国の現状においては、これらの報告書は、電力会社、反原発グリーン・インベスターの双方にとっては、対話の提供機会と捉えるのが最も妥当であろう。どちらの言い分が正しいにせよ、対立する問題解決には議論が不可欠であり、その場合のたたき台としてのデータ公開が何よりも望まれる。東京電力に見られるような非常に詳細なデータの公開の意義は、それがアカウントビリティの履行を示すのであるから、決して小さくはない。ただし、現状ではデータは未監査であり、その分、電力会社側に幾分偏向していると言えない訳ではない。双方が納得するためには、より十全なアカウントビリティを確保することが肝要である。そのために、技術的評価にかかわるの<sup>(22)</sup>で困難が予想されるが、第三者によるデータの監査が必要となって来よう。

## VI. おわりに

以上、日本企業の環境情報ディスクロージャー、とくに電力会社の環境報告書を中心に分析を進めて来た。こうした報告書は形としては全くボランティアなディスクロージャーである。特定の企業では詳細な情報を提供しているケースもあるが、まだ包括的な環境関連情報の開示規制がない現況では趨勢としては小さな動きである。実践例の少ない中で、電力会社は、企業の情報公開の姿勢としては非常に前向きであると評価できる。中には詳細なデータを解説し、積極的なディスクロージャーによって、社会との対話姿勢を鮮明に打ち出している会社もある。しかし、従来から言われているような日本企業の行政主導体制、横並び意識はこの環境報告書の場合にも否定できない。というのは、各電力会社の環境報告書の記載形式・内容は、通産省ボランティア・プランの影響が色濃く、さらに助成措置に誘導されて作成された側面があるからである。電力会社は株式会社とはいえ、地域独占を許された公益事業会社であり、料金設定を始め、国・自治体の許認可権には密接な利害が絡む。通産省ボランティア・プランに真っ先に従うのも無理からぬ事情があると推察される。さらに、グリーン・インベスターの存在という、特殊なコンテキストの影響も看取される。エネルギー政策は国の将来を占う根幹にかかわる問題であり、それゆえに国、電気事業者、利用企業、消費者、地域住民それぞれがそれぞれの立場で真剣に検討を進めている。多様な利害関係者の声を企業はどのように受け止め、どのように対処するのか。そのような社会的な対話の「場」、社会的アカウントビリティ履行の機会として環境報告書がもつ意味は大きい。

萌芽段階を迎えた日本の環境情報ディスクロージャーが、どのように発展、結実して行くの

---

(22) 少なくとも、原子力発電所の事故調査を、事故を起こした電力会社自身が調査し報告するという、全くアカウントビリティのないシステムだけでも早急に改めるべきである。樋田敦『前掲書』105ページ等を参照。



であろうか。市民との対話を深めパブリック・アカウンタビリティの履行に努めること、そのために外部環境監査を導入することも課題となろう。どのような社会的コンテキストであれ、今後環境問題を見向きしては行けないはずである。各社の徹底的な対応を期待したい。